

千葉市芸術文化新人賞選考委員会設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市芸術文化新人賞実施要綱第4条第2項の規定に基づき千葉市芸術文化新人賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、市長の諮問を受け千葉市芸術文化新人賞受賞者の選考について総合的な見地から厳正な審査をし、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 選考委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認めた者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 選考委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選考委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 選考委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、千葉市市民局生活文化部文化振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月20日から施行する。